

平成29年1月 日

平塚市長

平塚市環境審議会
会長 室田 憲一

平成28年10月24日付28平環政第406号にて、平塚市環境基本条例第22条第2項の規定に基づき諮問のありました平塚市環境基本計画素案について、次のとおり答申します。

答 申

本市では、平塚市環境基本条例に基づき、平塚市環境基本計画を定めて、「環境共生都市」の実現に向けて取り組んできました。現行計画の計画期間の満了を迎えるにあたり、新たな平塚市環境基本計画の策定が進められており、これまで本審議会においても、検討してきました。

計画素案は、地球温暖化対策をめぐる国際的動向なども見据えて、時宜を得た内容となっていますが、以下の事項を踏まえ、今後の検討や各施策の展開において、さらなる環境への取組推進が図られるようお願いします。

1 市民にも分かりやすく、市民の取り組みを促進する施策について

「市民から見た‘分かりやすさ’」の観点から、本審議会の検討の結果、新たな計画の「めざすべき環境像」は、『地球にやさしい、自然にやさしい、人にやさしいまち ひらつか』となりました。

市民に環境配慮行動を促すためには、その重要性を分かりやすく伝えるとともに、どのようなことに取り組めばよいかを示していくことが必要になります。市が環境配慮に率先して取り組むとともに、市民の目線に立った情報提供や啓発をしてください。

2 環境教育の重要性について

市民に環境配慮行動を促すうえで、環境教育は非常に重要となります。特に環境配慮の取組は、子どもの時からの習慣として取り組んでいる市民も多く、子どもたちへの環境教育が大切になります。計画策定にあたって実施された「環境に関するアンケート」でも、「学校による環境教育・環境学習の推進」を重要と考える市民が多く、子どもたちへの環境教育の重要性を示しているものと考えられます。

これまでも「わかば環境 ISO」や「ひらつか環境フェア」などを通じて子どもたちへの啓

発を進めてきているところですが、今後もより一層の施策の推進をお願いします。

3 自然に親しむ機会の創出について

近年は、市民が自然に親しむ機会が減ってきていると感じます。自然に親しむ講座や観察会は、積極的に実施してください。

4 ごみのポイ捨て抑制や分別等のルールの周知徹底について

「環境に関するアンケート」では、多くの市民から、さわやかで清潔なまちづくりに対する施策の推進を期待する回答がありました。現在、「平塚市さわやかで清潔なまちづくり条例」の一部改正に向けた手続き等が進められており、今後は、条例についてのさらなる周知を行い、市民の理解を広めることが重要です。

循環型社会の実現に向けた施策を展開するとともに、ごみのポイ捨て抑制や分別ルールの周知等についても徹底をお願いします。

5 温室効果ガス（二酸化炭素）の排出量の削減について

温室効果ガスの排出量の削減は、現在、国際的な課題となっており、第21回気候変動枠組条約締約国会議（COP21）で採択されたパリ協定は、平成28年11月4日に発効しました。

温室効果ガスの排出抑制のためには、市民一人一人の行動が重要になります。温室効果ガスの排出削減に向けた取組の周知や啓発を徹底し、地球温暖化対策を推進してください。

また、「環境に関するアンケート」で、「不満」と答えた市民が最も多かった項目は、まちの「自転車の利用しやすさ」でした。本市は自転車利用者が多いまちであり、また、移動手段がマイカーから自転車に転換されると温室効果ガスの削減につながるため、今後も自転車の走行環境の向上に努めてください。

6 環境活動の担い手の育成支援について

今後も市民活動などの環境配慮の取組を継続していくためには、次世代の担い手を育成していくことが不可欠です。そのために、環境活動の必要性について市民の理解を広げるとともに、多くの市民に参画してもらえよう、活動への支援や情報提供をしてください。

7 計画の進行管理について

計画の進行管理においては、PDCAサイクルにより行われることが規定されています。本市の実態が、市民により伝わるよう、実績を数値化するなど、分かりやすく的確な評価の方法について検討してください。

以 上